\bigcirc 玉 土 交 通 省 告 示 第 八 百三 一 十 三 묽

及 び 年 長 第 玉 期 土 五. 優 交 条 良 通 \mathcal{O} 住 省 宅 規 告 定 \mathcal{O} 示 12 普 第 基 及 づ \bigcirc 百 き、 促 九 進 号) 長 12 期 関 \mathcal{O} 使 す る 用 部 構 法 を 造 律 等 次 施 لح \mathcal{O} 行 ょ す 規 う る 則 に た 平 改 \Diamond 成二 正 \mathcal{O} す 措 る。 置 十 及 年 U 維 玉 持 土 保 交 通 全 \mathcal{O} 省 方 令 第 法 三 \mathcal{O} 号) 基 準 第 平 成 条 各 + 項

令 和 兀 年 八 月 + 六 日

国 土 交 通 大 臣 斉 藤 鉄 夫

げ 欄 規 傍 正 7 線 定 に 後 次 掲 欄 1 を \mathcal{O} \mathcal{O} な げ 傍 付 表 に る 掲 線 に 1 L ŧ 対 げ た を ょ 付 り、 象 規 \mathcal{O} る 定 は 規 ŧ L た 定 改 \mathcal{O} ک کے 以 部 正 \mathcal{O} れ 下 ょ 分 L 前 う 欄 を 7 \mathcal{O} に 加 移 対 ょ に う え 動 象 撂 改 る。 規 12 げ L \Diamond 定 改 る 改 そ 規 \Diamond と 定 正 \mathcal{O} 後 標 改 1 \mathcal{O} う。 欄 傍 記 正 に 線 部 前 掲 分 欄 を げ は、 付 及 が 異 る てバ L そ た 対 な 改 象 る 部 \mathcal{O} 正 規 ŧ 標 後 分 をこ 定 記 欄 \mathcal{O} で に は 部 改 改 分 対 れ 正 が 応 正 12 前 順 前 同 L 欄 7 次 --- 欄 掲 に に \mathcal{O} 対 応 掲 げ £ れ げ る す \mathcal{O} に そ る は る 対 対 当 改 \mathcal{O} 応 象 該 標 正 す 規 記 対 後 る 定 象 部 欄 ₽ を 規 分 に 改 \mathcal{O} 定 に 掲 を を げ 正 掲 改 後

重

る

第1・ 第3 に掲げる基準を満たすこととなる措置又はこれと同等以上の措置とする┃に掲げる基準を満たすこととなる措置又はこれと同等以上の措置とする 規則第1条各項に規定する国土交通大臣が定める措置については、次 (1)(2) 構造躯体等の劣化対策 かつ、次の①から③までに掲げる認定対象建築物の構造の種類に応 じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。 齏 얦2 防錆措置が講じられていること又は①に掲げる基準に適合するこ 評価方法基準第5の3の3一1(3)の等級3の基準に適合し、 階を除く。) の柱脚部にあっては、イからくまで) のいずれかの げるイ又はロ(鋼材の厚さが6mm以上の区分における最下階(地 長期使用構造等とするための措置 に掲げる鋼材の厚さの区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)項に掲 は筋かいに使用されている鋼材にあっては、次の表1の(い)項 艾 鉄骨造 柱(ベースプレートを含む。以下②において同じ。)、はり又 (\) 住宅を新築しようとする場合の基準(以下「新築基準」とい 9 (器) (器) 孠 N 改 贵1 招 正 後 艦 9 描 睴 第3 第1・ 規則第1条各項に規定する国土交通大臣が定める措置については、次 (2) (1)構造躯体等の劣化対策 Ĺ かつ、次の①から③までに掲げる認定対象建築物の構造の種類に応 證 继2 評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準に適合し、 長期使用構造等とするための措置 防錆措置が講じられていること又は①に掲げる基準に適合するこ げるイ又はロ(鋼材の厚さが6mm以上の区分における最下階(地 階を除へ。)の柱脚部にあっては、人からくまた)のいずれかの に掲げる鋼材の厚さの区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)項に掲 は筋かいに使用されている鋼材にあっては、次の表1の(い)項 \$ それぞれ次に掲げる基準に適合すること。 鉄骨造 柱(ベースプレートを含む。以下②において同じ。)、はり又 住宅を新築しようとする場合の基準(以下「新築基準」とい (۲۷) 9 (翠 (晃 孠 N 改 贵1 涩 正 前 艦 (\mathcal{V}) 描 圌

| | _ | | | |
|-----|-----|--|--|--------|
| 表 2 | (略) | 2. 3㎜以上 | 6 ㎜以上 | (略) |
| | | イ 表2における区 分5の塗膜 ロ 表3における区 分5又は区分6の いずれかのめっき 処理 | イ 表2における区 分4又は区分5の いずれかの塗膜 ロ 表3における区 分4から区分6ま でのいずれかのめ っき処理 | |
| | | イ 表3における区 分6のめっき処理 ロ 表3における区 分5又は区分6の いずれかのめっき 処理及び表2にお ける <u>f、g又はh</u> のいずれかの塗膜 | イ 表2における区 分5の塗膜 ロ 表3における区 分5又は区分6の いずれかのめっき 処理 ハ 表3における区 分4のめっき処理 及び表2における <u>f、g又はh</u> のいずれかの塗膜 | 。)の柱脚部 |
| | | | | |
| | (略) | 2.3㎜以上 | 6 ㎜以上 | (略) |
| 表 2 | | イ 表2における区 分5の塗膜 ロ 表3における区 分5又は区分6の いずれかのめつき 処理 | イ 表2における区 分4又は区分5の いずれかの塗膜 ロ 表3における区 分4から区分6ま でのいずれかのめ っき処理 | |
| | | イ 表3における区 分6のめっき処理 ロ 表3における区 分5又は区分6の いずれかのめっき 処理及び表2にお ける <u>h、i又はi</u> のいずれかの塗膜 | イ 表2における区 分5の塗膜 ロ 表3における区 分5又は区分6の いずれかのめっき 処理 ハ 表3における区 分4のめっき処理 及び表2における h、i又はiのいずれかの塗膜 | 0 |

(器)

1~4 (器)

- この表において「鉛・クロムフリーさび止めペイント」とは、

 <u>日本産業規格</u>K5674に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイント1種をいう。
- 6 この表において「ジンクリッチプライマー」とは、<u>日本産業</u> <u>規格</u>K5552に規定するジンクリッチプライマーをいう。
- 7 この表において「2液形エポキシ樹脂プライマー」とは、<u>日本産業規格</u>K5551に規定する構造物さび止めペイントA種をい
- 8 この表において「厚膜形ジンクリッチペイント」とは、<u>日本</u> <u>産業規格</u>K5553に規定する厚膜形ジンクリッチペイントをいう
- 3 この表において「2液形エポキシ樹脂エナメル」とは、<u>日本産業規格</u>K5659に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約30m以上のものをいう。
- 10 この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、<u>日本産業規</u><u>格</u> \mathbf{K} 5516に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。
- 1 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは、<u>日本産業規格</u>K5551に規定する構造物用さび止めペイントB種をいう。
- 12 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、 <u>日本産業規格</u>K5659に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り 塗料の規格に適合する膜厚が約60μmから120μmまでのものをい う。

表別

(器)

(器)

1~4 (略)

- 5 この表において「鉛・クロムフリーさび止めペイント」とは、<u>日本工業規格</u>K2644に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイント1種をいう。
- この表において「ジンクリッチプライマー」とは、<u>日本工業</u> <u>規格</u>K5552に規定するジンクリッチプライマーをいう。

6

- この表において「2液形エポキシ樹脂プライマー」とは、<u>日本工業規格</u>K2221に規定する構造物さび止めペイントA種をいう。
- この表において「厚膜形ジンクリッチペイント」とは、<u>日本</u> 工<u>業規格</u>K5553に規定する厚膜形ジンクリッチペイントをいう
- 9 この表において「2液形エポキシ樹脂エナメル」とは、<u>日本工業規格</u>K5659に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約30μm以上のものをいう。
- 10 この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、<u>日本工業規格</u>K5516に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。
- 1 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは 、<u>日本工業規格</u>K2221に規定する構造物用さび止めペイントB 種をいう。
- 12 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、 <u>日本工業規格</u>K5659に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り 塗料の規格に適合する膜厚が約60μmから120μmまでのものをい う。

账3

(瑟

- この表において「溶融亜鉛めっき」とは、<u>日本産業規格</u>H8641に規定する溶融亜鉛めっきをいう。
- 2 この表において「溶融亜鉛めっき鋼材」とは、<u>日本産業規格</u> G3302に規定する溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- 3 この表において「溶融55%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼材」とは<u>日本産業規格</u>G3321に規定する溶融55%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- 4 この表において「溶融亜鉛―5%アルミニウム合金めっき鋼材」とは<u>日本産業規格</u>G3317に規定する溶融亜鉛―5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- (III)
- ③ (瑟
- 3) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準(以下「増改築基準」という。)

評価方法基準第5の3の3-1(4)の等級3の基準に適合し、かつ、次の①から③までに掲げる認定対象建築物の構造の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。ただし、仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔を置く場合における評価方法基準第5の3の3-1(4)の等級3の基準の適用については、評価方法基準第5の3の3-1(3)イ①a中「地面からの高さ1m以内の部分」とあるのは「地面からの高さ1m以内の部分で床下空間に露出している部分及び増築又は改築の工事において露出する部分」と、評価方法基準第5の3の3-1(3)イ①f(ii)中「4m以下ごとに」とあるのは「5m以下ごとに」とあるのは「5m以下ごとに」とすることができる。また、評価方法基準第5の3の3-1(4)ハ①bの基準を適用した場合にあっては、評価方法基準第5

- この表において「溶融亜鉛めっき」とは、<u>日本工業規格</u>H8641に規定する溶融亜鉛めっきをいう。
- この表において「溶融亜鉛めっき鋼材」とは、<u>日本工業規格</u> G3302に規定する溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- この表において「溶融55%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼材」とは<u>日本工業規格</u>G3321に規定する溶融55%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。

ω

 \sim

- この表において「溶融亜鉛―5%アルミニウム合金めっき鋼材」とは<u>日本工業規格</u>G3317に規定する溶融亜鉛―5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- (器)

IJ

- ③ (器)
- (3) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準(以下「増改築基準」という。)

評価方法基準第5の3の3一1(4)の等級3の基準に適合し、かつ、次の①から③までに掲げる認定対象建築物の構造の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。ただし、仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔を置く場合における評価方法基準第5の3の3一1(4)の等級3の基準の適用については、評価方法基準第5の3の3一1(4)の等級3の基準の適用については、評価方法基準第5の3の3一1(3)イ①a中「地面からの高さ1m以内の部分で床下空間に露出している部分及び増築又は改築の工事において露出する部分と、評価方法基準第5の3の3一1(3)イ①b中「土台」とあるのは「土台のうち床下空間に露出している部分及び増築又は改築の工事において露出する部分」と、評価方法基準第5の3の3一1(3)イ①f(ii)中「4m以下ごとに」とあるのは「5m以下ごとに」とすることができる。また、評価方法基準第5の3の3一1(4)へ①bの基準を適用した場合にあっては、評価方法基準第5

- ①・② (器)
-)鉄筋コンクリート造

評価方法基準第5の3の3-1(4)へ①aの基準を適用する場合にあってはイに掲げる基準に適合し、評価方法基準第5の303-1(4)へ②bの基準を適用する場合にあってはロに掲げる基準に適合すること。

(暴)

ロ 次の(a)から(c)までの方法により確かめられたコンクリートの中性化深さ(以下「中性化深さ」という。)が、次の表の(い)項に掲げる築年数に応じ、耐力壁、柱又ははりの最小かぶり厚さのうち最も小さいものの数値が30mm以上40mm未満である場合は同表の(ろ)項(イ)項に掲げる数値を、40mm以上である場合は同表の(ろ)項(ハ)項に掲げる数値を超えないこと。ただし、建築時に一定の品質管理がなされていると認められるときは、同表の(ろ)項(ハ)項に代えて同表の(ろ)項(ロ)項を、同表の(ろ)項(ハ)項に代えて同表の(ろ)項(二)項を用いることができる。

- a) (略)
- (b) 採取方法

供試体等の採取の方法は、<u>日本産業規格</u>A1107に規定する 方法又はこれと同等と認められる方法によること。

(c) 測定方法

中性化深さの測定方法は、<u>日本産業規格</u>A1152に規定する方法又はこれと同等と認められる方法によること。なお、測定結果のうち、中性化が最も進行している箇所の中性化深さの数値を用いて評価することとする。

#

(翠

長期優良住宅維持保全計画の認定を受けて住宅の維持保全を

の3の3-1(4)へ①b(i)の基準を適用しない。

- ①・② (器)
- ③ 鉄筋コンクリート造

評価方法基準第5の3の3-1(4)へ①aの基準を適用する場合にあってはイに掲げる基準に適合し、評価方法基準第5の303-1(4)へ②bの基準を適用する場合にあってはロに掲げる基準に適合すること。

人 (器)

次の(a)から(c)までの方法により確かめられたコンクリートの中性化深さ(以下「中性化深さ」という。)が、次の表の(v)項に掲げる築年数に応じ、耐力壁、柱又ははりの最小かぶり厚さのうち最も小さいものの数値が30mm以上40mm未満である場合は同表の(ろ)項(イ)項に掲げる数値を、40mm以上である場合は同表の(ろ)項(ハ)項に掲げる数値を超えないこと。ただし、建築時に一定の品質管理がなされていると認められるときは、同表の(ろ)項(イ)項に代えて同表の(ろ)項(ロ)項を、同表の(ろ)項(ハ)項に代えて同表の(ろ)項(二)項を用いることができる。

- (a) (器.
- (b) 採取方法

供試体等の採取の方法は、<u>日本工業規格</u>A1107に規定する 方法又はこれと同等と認められる方法によること。

;) 測定方法

中性化深さの測定方法は、<u>日本工業規格</u>A1152に規定する方法又はこれと同等と認められる方法によること。なお、測定結果のうち、中性化が最も進行している箇所の中性化深さの数値を用いて評価することとする。

表

界

(新設)

行おうとする場合の基準 (以下「既存基準」という。) 次の①から③までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げ

火の回がも回までに掲りる住宅の内がに添し、たれたれ気に整め基準に適合すること。(FiFirii: FFTiii:)

-) 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増築し、若しくは改築した住宅(②に該当するものを除く。) 増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成28年4月1日にされていたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。
- ② 平成21年6月4日以後に新築した住宅(当該新築した日以後、増築し、又は改築していないものに限る。以下同じ。) 当該新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された(2)に掲げる基準に適合し、かつ、次のイからへまでに掲げる認定対象建築物の構造の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

評価方法基準第5の3の3―1 (4) イ① b に掲げる基準に適合していること。

口 鉄宵造

評価方法基準第5の3の3―1 (4) ロ① b に掲げる基準に適合していること。

、 鉄筋コンクリート造

評価方法基準第5の3の3―1(4)ハ①cに掲げる基準に 適合していること。

- 》 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築 又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。
- 2 · 耐震性
- (1) (器)
- (2) 新築基準

次の①から<u>⑤</u>までのいずれかに定めるところにより、基準に適合

- 2. 耐震性
- (1) (略)
- (2) 新築基準

次の①から③までのいずれかに定めるところにより、基準に適合

。とこのす

評価方法基準第5の1の1-1(3) ロによる場合

する建築物以外の認定対象建築物について、次のイ又はロのいず れかの基準に適合すること。 認定対象建築物のうち、建築基準法第20条第1項第1号に規定

イ 評価方法基準第5の1の1-1 (3)の等級2又は等級3の 基準に適合すること。

U

- ることが確認された鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリ 評価方法基準第5の1の1―1 (3)の等級1の基準に適合す た行方向について、それぞれ次の (a) 又は (b) のいずれか 一ト造の建築物であり、当該建築物の各階の張り間方向及びけ に適合するものであること。 建築基準法施行令第82条に規定する保有水平耐力計算により
- 次に掲げる基準に適合すること。
- する割合(構造躯体の損傷抑制性能を適切に評価できる方 る力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)によ 骨鉄筋コンクリート造の場合にあっては0.25であること。 、当該階が鉄筋コンクリート造の場合にあっては0.3、鉄 号に規定するDsの数値をいう。 (b) において同じ。) が って地上部分の各階に生ずる応答変位の当該階の高さに対 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震によ 各階のDsの数値(建築基準法施行令第82条の3第2
- (b) 各階のDsの数値が、当該階が鉄筋コンクリート造の場 合にあっては0.55、鉄骨鉄筋コンクリート造の場合にあって は0.5であること

法と認められる方法により確かめられたものに限る。) が

1/75以下であること。

3 <u>(1)bを除く。)_</u>による場合 評価方法基準第5の1の1―1 (3) <u>ハからチまで(ホ及び</u>へ

すること。

(新設)

認定対象建築物のうち、建築基準法第20条第1項第1号に規定す 評価方法基準第5の1の1ー1(3)<u>ロからチまで</u>による場合

 \bigcirc

認定対象建築物のうち、建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の認定対象建築物について、評価方法基準第5の1の1-1(3)の等級2又は等級3の基準に適合すること。

評価方法基準第5の1の1一1(3) ホ又はへ①bによる場合 認定対象建築物のうち、建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の認定対象建築物について、評価方法基準第5の1の1一1(3)の等級3の基準に適合すること。この場合において、当該認定対象建築物が評価方法基準第5の1の1-1(3) ホ①の表3の令第43条第1項の表の(二)に掲げる建築物の項に掲げるものであって、当該認定対象建築物の配根に再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。)の利用に資する設備を設ける場合にあっては、評価方法基準第5の1の1-1(3) ホ①の表3において、令第43条第1項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物の項に掲げるものとみなすこととする。

(3) (器)

<u>4)</u> 既存基準

次の①から③までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

-) 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増築し、若しくは改築した住宅(②に該当するものを除く。)増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成28年4月1日にされていたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。
-) 平成21年6月4日以後に新築した住宅 当該新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された(2)に掲げる基準に適合し、かつ、評価方法基準第5の1の1-1(4)ロ又は1-3(4)ロ及びハに掲げる基準に適合するこ

る建築物以外の認定対象建築物について、評価方法基準第5の1の1-1(3)の等級2又は等級3の基準に適合すること。

(新設)

③ (累)

(3) (器)

(新設)

たならば適用された (3) に掲げる基準に適合すること。 又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされてい 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築

- ω
- (1)(器)
- (2)新築基準

認定対象住戸の可変性の確保に有効な空間の高さの合計が2,650mm 所有住宅をいう。以下同じ。)以外の共同住宅又は長屋である場合 ①及び②に定められた躯体天井高が2,650mm以上であること<u>。ただ</u> 以上であること。 認定対象住戸について、評価方法基準第5の4の4-4(3)イ 認定対象住戸が区分所有住宅(法第5条第1項に規定する区分 躯体天井高及び専用配管の設置が可能な床下空間その他の当該

- (3)(悪)
- 既存基準

る基準に適合すること。 次の①から③までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げ

- に適合すること。 28年4月1日にされていたならば適用された(3)に掲げる基準 増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成 増築し、若しくは改築した住宅 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に (③に該当するものを除く。)
- 良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された 2) に掲げる基準に適合すること。 平成21年6月4日以後に新築した住宅 当該新築に係る長期優
- たならば適用された (3) に掲げる基準に適合すること。 又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされてい 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築
- 維持管理・更新の容易性

ω.

- (1)
- (2)新築基準

①及び②に定められた躯体天井高が2,650mm以上であること<u>。</u> 認定対象住戸について、評価方法基準第5の4の4一4(3)イ

3

(新設)

維持管理・更新の容易性

() 適用範囲

全ての住宅に適用する。ただし、(2)②及び③並びに(3)②及び③((4)において適用する場合を含む。)については、一戸建ての住宅には適用しない。

(2) 新築基準

持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあ のに限り、共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるも 管に人が到達できる経路(専用部分に立ち入らないで到達できるも 到達できる経路」と、 できるものに限る。 <u> 他当該配管に人が到達できる経路(専用部分に立ち入らないで到達</u> 同住宅等であって、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講 及び4-3(3) $4<math>\oplus$ dの基準を適用 \underline{t} ず、区分所有住宅以外の共 っては、当該共用配管に評価方法基準第5の4の4-2 (3) イ⑦ る経路(共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるもの じられている場合にあっては、評価方法基準第5の4の4―1(3 イ③の基準を適用せず、かつ、4-2 (3) イ⑥中「人通孔その 次に掲げる基準に適合すること。ただし、共用配管について、維 とあるのは「人通孔その他当該配管に人が到達でき)」とあるのは「人通孔その他当該配管に人が 4-3 (3) イ① c 中 | 人通孔その他当該配

①~③ (器)

(3) 増改築基準

次に掲げる基準に適合すること。ただし、専用配管及び共用配管について、現状支障なく使用できている場合で、長期優良住宅建築等計画に評価方法基準第5の4の4一1(3)イ①及び②、4一2(3)イ①及び②並びに4一3(3)イ① a 及びb の基準に適合するよう将来更新することを記載する場合にあっては、当該専用配管及び共用配管に当該基準は適用せず、共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、当該共用配管に評価方法基準第5の4の4一2(3)イ②及び4

) 適用範囲

全ての住宅に適用する。ただし、(2)②及び③並びに(3)②及び③については、一戸建ての住宅には適用しない。

(2) 新築基準

次に掲げる基準に適合すること。ただし、共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、当該共用配管に評価方法基準第5の4の4―2(3)イ⑦及び4―3(3)イ①dの基準を適用<u>しない。</u>

①~③ (器)

3) 增改築基準

次に掲げる基準に適合すること。ただし、専用配管及び共用配管について、現状支障なく使用できている場合で、長期優良住宅建築等計画に評価方法基準第5の4の4―1 (3) イ①及び②、4―2 (3) イ①及び②並びに4―3 (3) イ① a 及び b の基準に適合するよう将来更新することを記載する場合にあっては、当該専用配管及び共用配管に当該基準は適用せず、共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、当該共用配管に評価方法基準第5の4の4―2 (3) イ⑦及び4

-3 (3) イ①dの基準は、適用<u>しない。</u>

一3 (3) イ①dの基準は、適用せず、区分所有住宅以外の共同住宅等であって、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、評価方法基準第5の4の4一1 (3) イ③の基準を適用せず、かつ、4一2 (3) イ⑥中「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路(専用部分に立ち入らないで到達できるものに限る。)」とあるのは「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路」と、4一3 (3) イ①c中「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路」と、4一3 (3) イ①c中「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路」と、4一3 (3) イ①c中「人通孔その他当該配管に人が到達できるをのに別り、共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるものを含む。)」とあるのは「人通孔その他当該配管に人が到達できるものを含む。)」とあるのは「人通孔その他当該配管に人が到達できるものを含め、共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるものを含め、)」とする。

①~③ (器)

<u>1)</u> 既存基準

次の①から③までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

- 正成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増築し、若しくは改築した住宅(②に該当するものを除く。)増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成28年4月1日にされていたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。この場合において、(3)中「長期優良住宅建築等計画に」とあるのは「長期優良住宅維持保全計画に」とする
- 平成21年6月4日以後に新築した住宅 当該新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された(2)に掲げる基準に適合し、かつ、次のイからへまでに掲げる基準に適合すること。
- イ 評価方法基準第50404-1(4)イ@の基準に基準に適合すること。ただし、専用配管のうちガス管に係るものを除く

①~③ (略) (新設)

- 12 -

- П 合すること。ただし、専用配管のうちガス管に係るものを除く 評価方法基準第5の4の4―2 (4) イ②の基準に基準に適
- \geq 適合すること。 評価方法基準第5の4の4一3 (4) イ①bの基準に基準に
- 合において、(3)中「長期優良住宅建築等計画に」とあるのは たならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。この場 又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされてい 長期優良住宅維持保全計画に」とする。 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築

. ე 高齢者等対策

 $(1) \sim (3)$ 既存基準

る基準に適合すること。 次の①から③までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げ

- 28年4月1日にされていたならば適用された(3)に掲げる基準 に適合すること。 増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成 増築し、若しくは改築した住宅 (③に該当するものを除く。) 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に
- 評価方法基準第5の9の9ー2(4)<math>10中「10年」 のは (3) ハ」とする。 2) に掲げる基準に適合し、かつ、評価方法基準第5の9の9-良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された 平成21年6月4日以後に新築した住宅 (4) イ②に掲げる基準に適合すること。この場合において、 当該新築に係る長期優
- たならば適用された (3) に掲げる基準に適合すること。 又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされてい 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築
- 6. 省エネルギー対策

高齢者等対策

 $(1) \sim (3)$ (器)

<u>ა</u>

(2) 新築基準

かつ、次の①又は②のいずれかに適合すること。 評価方法基準第5の5の5一1 (3) の等級5の基準に適合し、

- 。 く い い ら ろ 評価方法基準第5の5の5―2 (3) の等級6の基準に適合す
- のであること。 共同住宅等であって、次のイ又はロに掲げる基準に適合するも 当該共同住宅等の各住戸の設計一次エネルギー消費量(実際

の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量をいう

。以下同じ。)の合計((a)に定める方法により算出した数 算出した数値をいう。)を超えないこと。 費量をいう。以下同じ。)の合計((b)に定める方法により 面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消 値をいう。)が、当該各住戸の基準一次エネルギー消費量(床 (a) 当該共同住宅等の各住戸の設計一次エネルギー消費量 のとする。)を合計した数値とする。 設計一次エネルギー消費量の削減量のうち、太陽光発電設備 済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。 の合計は、評価方法基準第5の5の5-2(2)イ①に定め による設計一次エネルギー消費量の削減量を除いて求めるも 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経 る方法により算出した各住戸の設計一次エネルギー消費量 第4条第1項に規定するエネルギー利用効率化設備による

(b) 当該共同住宅等の各住戸の基準一次エネルギー消費量 の合計は、評価方法基準第5の5の5-2(2)イ②に定め

合計した数値とする。この場合において、Rg(評価方法基準 る方法により算出した各住戸の基準一次エネルギー消費量を

5の5の5-2 (2) イ②に定める数値をいう。以下同じ

) は0.8とする。

新築基準

評価方法基準第5の5の5―1 (3)の等級4の基準に適合する

当該共同住宅等の各住戸及び共用部分(この口において「住宅用途部分」という。)の設計一次エネルギー消費量の合計((a)に定める方法により算出した数値をいう。)が、住宅用途部分の基準一次エネルギー消費量の合計((b)に定める方法により算出した数値をいう。)を超えないこと。

П

- (a) 住宅用途部分の設計一次エネルギー消費量の合計は、イ(a)により算出した数値と基準省令第4条第4項に定める方法により算出した共用部分の設計一次エネルギー消費量(同令第2条第1項に規定するエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量のうち、太陽光発電設備による設計一次エネルギー消費量の削減量を除いて求めるものとする。)とを合計した数値とする。
- (b) 住宅用途部分の基準一次エネルギー消費量の合計は、イ(b)に定める方法により算出した数値と基準省令第5条第4項に定める方法により算出した共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。この場合において、基準省令第5条第4項において準用する同令第3条中「 E_{ST} = $(E_{SAC}+E_{ST}+E_{ST}+E_{ST}+E_{SEV}+E_{A})$ $\times 10^{-3}$] とあるのは $(E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{ST}+E_{ST}+E_{ST}+E_{SEV})$ $\times 0.8+E_{A}\}$ $\times 10^{-3}$] とする。
- 3) 增改築基準

次の①又は②のいずれかに適合すること。

- 評価方法基準第5の5の5一1 (4)の等級4の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5一1 (4) ハ④の基準は、適用しない。
 評価方法基準第5の5の5の5一1 (4)の等級3の基準に適合し
- 配方法基準第5の5の5-1(4)の等級3の基準に適合し、かつ、次のイ又はロのいずれかに適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5-1(4)へ⑤の基準は、適用しない。
- イ 評価方法基準第5の5の5-2 (4)の等級4の基準に適合すること。

) 増改築基準

次の①又は②のいずれかに適合すること。

-) 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5-1(4)ハ<u>②</u>の基準は、適用しない。
- | 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級3及び5-2(4)の等級4の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5-1(4)へ③の

基準は、適用しない。

- П 適合し、かつ、評価方法基準第5の5の5-2(4)ハ⑤に掲 げる基準に適合すること。 共同住宅等であって、次の(a)又は(b)に掲げる基準に
- おいて、Ruは1.0とする。 (2)②イに掲げる基準に適合すること。 この場合に
- おいて、基準省令第5条第4項において準用する同令第3条 おいて、(2)②ロ(a)中「設計一次エネルギー消費量 する。」とあるのは「合計した数値とする。」とする 中「 E_{ST} = ($E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}+E_{M}$) × 10^{-3} 」とあるのは と、(2)②ロ(b)中「合計した数値とする。この場合に ものとする。)」とあるのは「設計一次エネルギー消費量」 備による設計一次エネルギー消費量の削減量を除いて求める る設計一次エネルギー消費量の削減量のうち、太陽光発電設 同令第2条第1項に規定するエネルギー利用効率化設備によ $\lceil E_{ST} = \ \{ \ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \ \times 0.8 + E_{M} \} \ \times 10^{-3} \ \rfloor \ \succeq$ (2) ②ロに掲げる基準に適合すること。この場合に

既存基準

る基準に適合すること。 次の①から④までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げ

- 28年4月1日にされていたならば適用された (3) に掲げる基準 増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成 増築し、若しくは改築した住宅 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に (④に該当するものを除く。)
- 当該新築した日以後、増築し、又は改築していないものに限る。 平成21年6月4日から令和4年9月30日までに新築した住宅

価方法基準第5の5の5一1 (4) 二に掲げる基準に適合するこ ていたならば適用された(2)に掲げる基準に適合し、かつ、評 当該新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされ

(新設)

- ③ 令和4年10月1日以後に新築した住宅(当該新築した日以後、 増築し、又は改築していないものに限る。) 当該新築に係る長 期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用され た(2)に掲げる基準に適合し、かつ、評価方法基準第5の5の 5一1(4)二及び5一2(4)イ②に掲げる基準に適合するこ と。
- ④ 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築 又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。

第4 維持保全の方法の基準

規則第5条に規定する認定対象建築物の維持保全の方法の基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容が長期優良住宅建築等計画等に定められていることとする。

- 1. ~5. (器)
- 6. <u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更があった場合に、必要に応じて維持保全の方法を変更することとされていること。

第4 維持保全の方法の基準

規則第5条に規定する認定対象建築物の維持保全の方法の基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることとする。

- 1. ~5. (累)
- 6. <u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更があった場合に、必要に応じて維持 保全の方法を変更することとされていること。

附則

(施行期日)

1 及 び (3) \mathcal{O} 告 \mathcal{O} 改 示 正 は 規 定 令 は 和 几 年 公 + 布 \mathcal{O} 月 日 日 か 5 以 施 下 行 す る 施 行 日 と 1 う。 か 5 施 行 す る。 た だ 第 3 \mathcal{O} 1

(2)

(経過措置)

2 施 行 日 前 に さ れ た 長 期 優 良 住 宅 \mathcal{O} 普 及 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 亚 成 + 年 法 律 第 八 + 七 号 以 下

告 長 示 期 \mathcal{O} 優 施 良 行 住 宅 \mathcal{O} 際 法 لح ま だ 1 う。 そ \mathcal{O} 認 第 定 を 五 す 条 る 第 カ __ ど 項 う か か 5 第 \mathcal{O} 処 五 分 項 が ま さ で れ \mathcal{O} 7 規 定 1 な に 1 ょ る ŧ 認 \mathcal{O} 12 定 0 \mathcal{O} 1 申 7 請 \mathcal{O} で 認 あ 定 0 7 \mathcal{O} 処 分 12 \mathcal{O}

ついては、なお従前の例による。

3 定 令 \mathcal{O} 申 和 請 五. 年 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 前 項 月 に \equiv + 規 定 す 日 以 る ŧ 前 に \mathcal{O} を さ 除 れ た <_ 長 期 で 優 良 あ 9 住 て 宅 法 第 住 宅 五. \mathcal{O} 条 밆 第 質 項 確 保 か \mathcal{O} 5 第 促 進 五 等 項 に ま 関 で す \mathcal{O} 規 る 定 法 律 に ょ 亚 る 認 成

十 年 法 律 第 八 + 号。 以 下 住 宅 品 質 確 保 法 とい う。 \smile 第 六 条 \mathcal{O} 第 五 項 \mathcal{O} 確 認 書 若 L < は 住

宅 7 す 性 る 能 ŧ 評 \mathcal{O} 価 を 書 含 同 む 条 第 を 項 施 \mathcal{O} 行 規 日 前 定 に 12 ょ L た る ŧ 求 \Diamond \mathcal{O} 12 同 限 る 条 第 又 項 は \mathcal{O} 規 れ 定 に 5 \mathcal{O} ょ 写 る L 住 宅 を 添 性 能 え 7 評 さ 価 れ \mathcal{O} た 申 ŧ 請 \mathcal{O} と 併 に 0 せ

1 て \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 処 分 12 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る

4 \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 長 期 優 良 住 宅 法 第 六 条 第 項 \mathcal{O} 認 定 を 受 け 7 1 る 又 は 施 行 日 以 後 に 前

項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よることとされ る 同 条 第 項 \mathcal{O} 認 定 を 受 け る 長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計

画 \bigcirc 変 更 に 9 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

5 施 行 日 前 に さ れ た 住 宅 品 質 確 保 法 第六 条 \mathcal{O} 第 ___ 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 求 \Diamond 同 条 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n

造 住 等 宅 で 性 能 あ る 評 か 価 どう \mathcal{O} 申 か 請 と \mathcal{O} 併 確 認 せ て が す さ れ る 7 ŧ 1 \mathcal{O} な を 含 1 ŧ む。 \mathcal{O} に つ で ۲, あ 7 0 て \mathcal{O} 確 認 に \mathcal{O} 告 0 ١ ر 示 て \mathcal{O} は、 施 行 な \mathcal{O} 際、 お 従 前 ま だ \mathcal{O} 例 長 に 期 ょ 使 る。 用 構

- 19 -